



前年度の普通会計決算見込では赤字が確保できるものの、その中身は合併特例債など借金にあたる「地方債の発行」やふるさと寄附金によって積み立てた「基金等の取り崩し」によるもので、決して財政状況が安定しているわけではありません。また国保会計・診療所会計への赤字補てんなど毎年厳しい財政運営を迫られ、「もう財源的に合併による特例措置団体ではない」とことを認識し、危機感と緊張感を持って本年度の予算を編成しました。

**普通交付税減額で厳しい財政状況**

自主財源の根幹をなす町税は毎年15億円程度で推移し、国の景気回復

に同調できていない現状です。歳入の31%前後を占める普通交付税は、合併特例措置が段階的に削減される「合併算定替激変緩和期間」に入り、約2億7千万円程度減額される試算です。また、ふるさと寄附金は15億円を見込んでいたものの、寄付者の選択により、特定目的の基金に積み立てるため、本年度に一般財源へ充てられる金額は多くを見込めない状況です。

**3年間で大幅な経費削減を目指す**

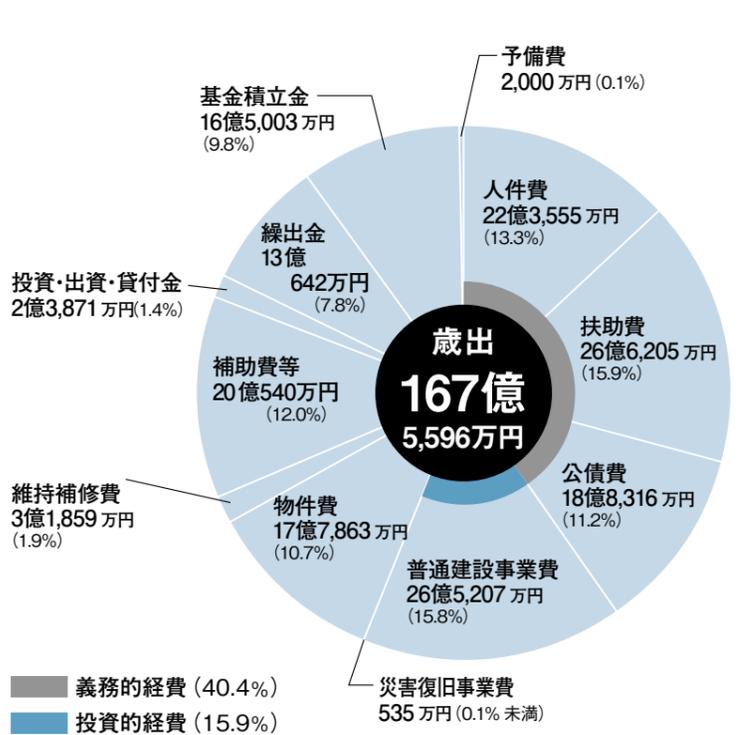
歳出面では、空き家対策、定住促進、子ども子育て支援等の事業を推進します。また、従前からの社会保障関連や危機管理等、みなさまの安全安心な生活の確保、生活と密接に関わる事業については一定予算を配分。その一方で、各種団体に対する補助金・助成金や一部の経常経費については、今後3年間で10%の削減を目指し、徹底した経費削減を行っていきます。

建設事業費は、合併特例事業については優先順位を付けて実施し、主要事業については、金田小・中学校建設事業費の一部として、用地測量設計および実施設計等の費用を計上しています。事業の実施は交付税措置のある合併特例債、過疎対策事業債、緊急防災減災事業債を有効利用しつつ、将来の元利償還金返済額を勘案し、財政余力の範囲内で実施いたします。

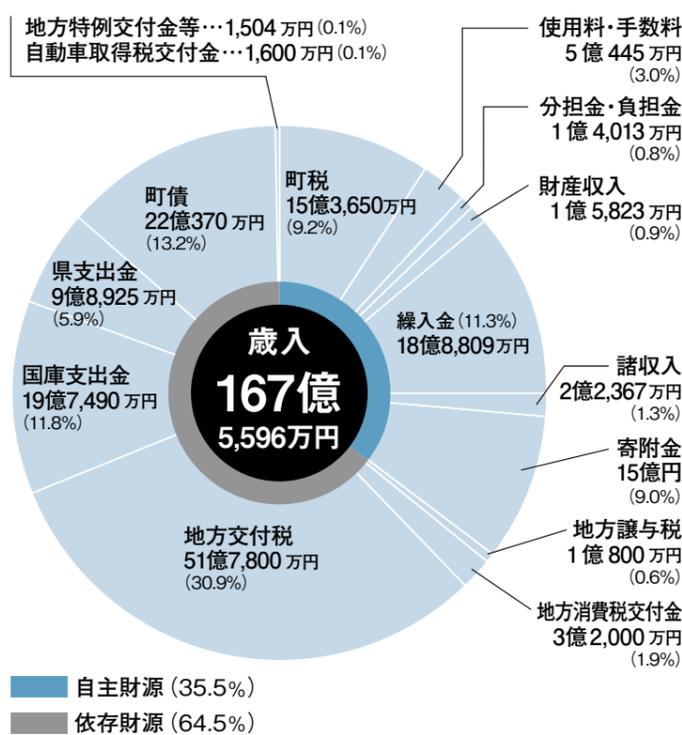
**一般会計歳出【目的別グラフ】**

議会費	1億3,737万円 (0.8%)
総務費	20億8,853万円 (12.5%)
民生費	50億7,375万円 (30.3%)
衛生費	12億1,549万円 (7.2%)
労働費	310万円 (0.1%)
農林水産費	5億2,294万円 (3.1%)
商工費	9,833万円 (0.6%)
土木費	18億4,190万円 (11.0%)
消防費	4億1,121万円 (2.4%)
教育費	17億8,480万円 (10.6%)
災害復旧費	535万円 (0.1%)
公債費	18億8,316万円 (11.2%)
諸支支出金	16億9,003万円 (10.1%)
予備費	

**一般会計歳出【性質別グラフ】**



**一般会計歳入**



**特別会計予算**

特別会計	予算等金額	
同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計	6,278万円	
国民健康保険事業特別会計	39億2,150万円	
後期高齢者医療特別会計	2億9,249万円	
国民健康保険福智町立診療所事業特別会計	9億691万円	
田川郡町村公平委員会特別会計	208万円	
水道事業会計	収益的収入	6億2,177万円
	収益的支出	6億1,445万円
	資本的収入	4億9,522万円
	資本的支出	6億4,883万円

**用語説明**

【一般会計と特別会計】  
地方公共団体の会計のうち「一般会計」は基本的・全般的な経費を管理する会計、「特別会計」は特定の事業を行うために、特定の歳入・歳出を一般会計と区分して経理するための会計です。

【歳入】  
町税：皆さんに納めていただく「町民税」、「固定資産税」、「たばこ税」、「軽自動車税」などの税金です。

地方交付税：市町村の財政力に応じて国から交付されるお金で「普通交付税」と「特別交付税」があります。

町債：町の借入金（借金）で償還が2年以上にわたるものです。公共施設建設のように一時的に多額の経費を必要とし、かつ長期間にわたって利用できるものの財源にあてられます。

国庫支出金：市町村が行う特定の事業に対して国から交付されるお金で、国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金の3つに分類されます。

県支出金：市町村が行う事業に対して県から交付されるお金で、通常は使途が特定されます。

繰入金：積立金（基金）の取り崩し金や他の会計から繰り入れたお金です。

【目的別歳出】  
地方公共団体が行う事業を目的別に分類するもので、行政サービスの水準や行政の特色を知ることができます。

公債費：事業を行うために借りたお金（町債）の元金・利子や一時借入金の利子を支払うための経費です。

諸支支出金：他の支出科目に含まれない経費をまとめた科目。各種基金への積立金、土地取得費等があります。

【性質別歳出】  
地方公共団体の経費を性質別に分類するもので、義務的経費は支出が義務づけられている経費、投資的経費は行政水準の向上にかかわる経費。

物件費：賃金、旅費、交際費、需用費など消費的性質をもつ経費。

維持補修費：道路や公共施設などを管理するために必要な経費。

扶助費：社会保障制度の一端として、高齢者、児童、心身障害者などに対して行う支援のための経費。

補助費等：町から他の団体等に対して支払う経費で、報償費（講師謝金等）、役員費（保険料等）、負担金補助金及び交付金等が該当します。

普通建設事業費：道路や公共施設の新増設に必要とされる経費。

災害復旧事業費：災害で被災した施設などを復旧するための経費。

公債費：町の借入金などを償還するための経費。

積立金：財政運営を計画的にするため財源変動に備えて積立てる経費。

繰入金：一般会計・特別会計・基金との間で、相互に資金運用するための経費。